

■ 港湾管理者の料金

1. 港湾施設使用料

1-1 係留施設

(1) 係船岸壁

区分		金額	
		12時間まで	超過12時間までごとに
係船岸壁	外航船舶	10円5銭	6円70銭
	内航船舶	11円5銭	7円36銭
小型係船岸壁	外航船舶	8円16銭	5円44銭
	内航船舶	8円96銭	5円97銭
小型油送船岸壁	外航船舶	2円72銭	2円72銭
	内航船舶	2円98銭	2円98銭

備考 1 総トン数1 tにつき

2 主として港内を航行します汽艇、はしけ及び端舟等の雑種船は使用料を徴収しません。

(2) ひき船係留施設

1月1隻ごとに47,157円

1-2 上屋及び上屋附属詰所

(1) 上屋

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1級	34円10銭	506円
2級	28円60銭	429円
3級	23円10銭	330円

- 備考 1 一般使用は1日1㎡につき、専用使用は1月1㎡につき
 2 専用使用の上屋の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(2) 上屋附属詰所

区分	金額	
	一般使用	専用使用
1級	44円	946円
2級	34円10銭	858円
3級	26円40銭	748円

- 備考 1 一般使用は1日1㎡につき、専用使用は1月1㎡につき
 2 専用使用の上屋附属詰所の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1-3 荷さばき地、荷さばき地附属水道施設

(1) 荷さばき地

区分	金額
1級	11円65銭 (11円31銭)
2級	10円55銭 (10円21銭)
3級	9円45銭 (9円11銭)
4級	8円35銭 (8円1銭)

- 備考 1 1日1㎡につき
 2 () は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 荷さばき地附属水道施設

水1㎡までごとに627円

1-4 野積場

区分	金額
1級	166円10銭 (160円60銭)
2級	160円60銭 (157円30銭)
3級	149円60銭 (146円30銭)

- 備考 1 1月1㎡につき
 2 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
 3 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1-5 貯木場

(1) 水面貯木場 (一般使用)

区分	金額
60日以下	1円76銭 (1円70銭)
61日以上 90日以下	2円15銭 (2円9銭)
91日以上120日以下	2円76銭 (2円67銭)
121日以上150日以下	3円46銭 (3円36銭)
151日以上180日以下	5円81銭 (5円63銭)
181日以上	7円93銭 (7円66銭)

- 備考 1 搬入の日から1日1㎡につき
 2 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

(2) 水面貯木場 (専用使用)

1月1㎡につき24円78銭 (24円7銭)

- ※ 1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
 2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(3) 陸上貯木場

1月1㎡につき99円27銭 (93円63銭)

- ※ 1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
 2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

(4) 製材品置場

1月1㎡までごとに153円39銭 (145円99銭)

- ※ 1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額
 2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1-6 運河

(1) 中川運河通船門

船舶1隻1入出につき 715円(686円)

いかだ1枚1通過につき 4,163円(4,006円)

※1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 通船門をいかだが通過する場合の使用料の計算については、幅4メートル長さ20メートルをいかだ1枚の基準として換算するものとし、いかだ1枚の基準の2分の1未満に相当するいかだ又はいかだの部分に係る使用料の額は、規定料金の50%とします。

(2) 中川運河水面

荷役施設設置等により水面を使用し、又は水面上空100メートルまでを占有する場合

1月1平方メートルにつき 23円10銭(22円)

※1 ()は令和元年10月1日から規則で定める日までの経過措置の使用料額

2 施設の使用が15日以内のときは、規定料金の50%とします。

1-7 鉄道基盤施設

1月1平方メートルまでごとに 224円40銭